

「横浜市立千秀小学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月 8 日策定(平成 29 年 11 月 30 日改訂)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、該当する児童が在籍する学校に在籍しているなど、該当児童等と一定の人間関係にある、他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

(2) いじめを防止するための基本的な理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、教職員・保護者はもちろんのこと、地域・社会全体の願いでもある。「子どもたちが豊かな未来の実現に向けて、健やかに、賢く、そして心豊かに成長する」ことを最も大切なこととして千秀小学校では捉え、「いじめを断固、しない、させない、許さない 子の育成を」基本方針として学校運営を進めていくことをここに定める。

子どもは善であり、人と人との良好な関わり合いを通して、自分のもつ良さや可能性を認識するとともに、合わせて他者の長所等も発見する存在である。だからこそ学校が互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係を満喫しつつ、自己実現を目指して伸び伸びと生活できるものとする。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能、成長を促す機能を失い、それはいじめの発生を許す要因ともつながっていく。だからこそ、私たち千秀小学校では、いじめは子どもにとっての健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものと共通して認識のもと学校いじめ防止対策委員会を設置し、当委員会が中心となって、全職員が組織的な体制で取り組むなど、「誰もが安心して、心豊かに生活できる千秀小学校」を創造するために不断の努力を続けたい。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

委員長	校長（校長不在の際は副校長がその任を兼ねる）
委員	副校長・児童支援専任・教務主任・教務・養護教諭

※必要に応じて、心理や福祉の専門家の参加を求める。

(2) 対策委員会の運営

- ・月 1 回の「学校いじめ防止対策委員会」（以下 対策委員会と略す）の開催を学校計画に位置づける。ただし、いじめの疑いのある段階で、直ちに「対策委員会」を開催し、その理解と解消に向けた対策を協議・具体化する。
- ・校長等は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、

進捗の管理を行う

(3) 対策委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない体制・環境づくり、心の育成を図る教育活動の推進、及び、進捗の状況の把握をすること
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知すること

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する聴き取り調査、アンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断とともに、いじめ解決に向けた一斉キャンペーンを実施する。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の対応方針の決定と体制の整備、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

人権尊重の精神を基盤として、教職員、保護者、地域関係者が協働の意識を持って子どもたちを包み込み、豊かな心の育成・自己有用感の育成、そして子どもたちの居場所つくりに向け取り組み、いじめ根絶を実現する。

○すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実から心の育成を図る。

○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の積極的な導入・活用を図る。

（豊かな心の育成）（友達の良さを相互理解する集団づくり）

○わかる授業をすすめ、すべての児童が安心して参加できる授業を工夫する。

○学校行事や多様な諸活動に児童の参画を積極的に進め、児童一人一人の活躍の場の保障と責任ある立場の経験を積ませ、楽しいと実感できる学校づくりに努める。

（自己有用感の育成）（子どもの居場所づくり）

○児童や保護者がインターネットを通じて行われているいじめの防止と効果的な対処ができるよう、必要な啓発活動を実施する。 （社会的課題への対応）

○いじめに防止につながる児童向け周知・啓発活動の展開～いじめ防止三原則

いじめを「しない・させない・許さない」～児童の主体的な取り組みの進め

○教職員のいじめに対する認識を深め、未然防止を進める研修や、組織の整備を進める。

- ・いじめはいつでも、誰でも、どこでも、いじめに巻き込まれる可能性があるもの
(児童理解力の向上・危機意識の醸成)
- ・教職員が、いじめ観の共有を図り・連携・組織的対応といった確固たる姿を見せる。
(「いじめは悪い」の認識)

(2) いじめの早期発見

- いじめの相談・通報の窓口の設置
⇒児童向け相談・通報窓口＝児童指導専任・学校カウンセラーの協力
- いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
⇒定期的ないじめアンケート調査（5月・11月）と教育相談の実施
- いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する各種調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
⇒いじめ防止対策委員会
- いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施
⇒いじめ防止対策委員会：職員会議

(3) いじめに対する処置

- 「いじめ防止対策委員会」が中核となり、迅速で組織的な対応を徹底する。
 - 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援。
 - 犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察をはじめとした関係諸機関への通報も視野に入れ、協力して指導に当たる。
- ※些細な兆候や懸念、児童・保護者の訴えであっても、教職員個人が抱え込まず、また、不要と判断せず全てを、いじめ防止対策委員会に報告・相談する意識の周知を徹底する。

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》～少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

《いじめ解消に向けての具体的取り組み》

被害者への絶対的な寄り添い、心情の理解、身辺保護の保障
※それが可能となる体制づくり。

・加害者への指導体制・
※加害者の人権の保護も配慮に入れておく。

【全体への働きかけ】
被害者・加害者を受け入れられる意識育成
いじめは「許されない行為」という価値の周知

(5) 教職員等の研修

○いじめを許さない教職員の意識の高め合いとともに日ごろから児童の見守りや児童・保護者との信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようなアンテナを高く保つ。

- ・いじめチェックリストを作成し、全教職員で実施する。
- ・学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- ・情報モラル教育の推進のため授業や懇談会を通して、児童、保護者への啓発研修を行う

○学校組織体制の整備

- ・小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知し対応していく。
- ・いじめの早期発見のため、定期的な児童向けアンケート調査や教育相談を実施する。
- ・児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(6) 学校運営協議会の活用

- ・学校運営協議会の場で、個人情報を除いた「いじめの状況」を報告し、保護者・地域との情報を共有し、解決にむけての助言等協力をしていただく。

(7) 取り組みの年間計画

月	取 り 組 み 内 容	関係する行事等
4月	学校運営について いじめ防止年間計画、重点内容等の引き継ぎいじめについての教職員研修	入学式・学校説明会・町内会での学校説明
5月	YPアンケート・いじめアンケート 家庭訪問（教育相談）	家庭訪問・運動会 学校運営協議会
6月	課題をもつ子のコンサルテーション 個別教育計画作成	
7月	横浜子ども会議（中学校ブロック）・児童理解教職員研修 個人面談（教育相談）	個人面談 千秀まつり 学校運営協議会
8月	人権教育研修（中学校ブロック）	
9月	児童理解強化期間（夏休み明けの児童の観察）	
10月	YPアンケート	オープンスクール
11月	いじめアンケート	学校運営協議会
12月	人権週間～人権教育 子ども人権会議 個人面談（教育相談）	千秀フェスティバル
1月		
2月		学校運営協議会
3月	年間の振り返り～次年度に向けて	

4 重大事態への対処

●重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

いじめを受ける児童の状況に着目し、以下のケースを想定する。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態ととらえる。

●発生 の 報告

・学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

※発生 の 報告は、重大事態にかかわらず、把握時点で委員会等には報告し、相談、協働して解消に努める

5 いじめ防止対策の点検・見直し

「いじめ」は、社会的な傾向や時代の流れによって、その様相や姿が変化するところがある。それに対応して、いじめ防止基本方針も固定的にとらえず、常に「いじめに対応する組織体制や対応の流れ」について点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行い体と考える。基本的には、年度の振り返りの際に学校経営と併せて見直し、新年度に向け改訂版を周知する様に進めるが、先にも述べているように、その様相の変化によっては随時の改善の機会を柔軟にもつものとする。

【付則 資料】 《 いじめ発生時の対応の流れ 》

